

2017年度②

公 法

(全 5 ページ)

問 題

ページ

憲 法 …… 1

行 政 法 …… 4

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

I 旅券法19条1項は、「外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる」と定め、同法13条1項各号のいずれかに当たることが旅券の交付の後に判明する(19条1項1号)か、又は旅券の交付の後に同法13条1項各号のいずれかに該当するに至った(2号)場合に、上記旅券返納命令の対象となる旨、定めている。有効な旅券により自由に海外渡航ができるようになるところ、旅券を返納させるということは、それを抑止するということになる。

ところが、同法19条3項は、この場合の旅券返納命令については、行政手続法3章の規定は適用しない旨、定めて(ただし、13条1項1号又は6号の場合は除かれている)おり、意見陳述のための手続きが保障されていない。この適用除外規定は、行政手続法が制定された際に同時に定められたものであるが、意見陳述手続きの間も旅券は有効であること、13条2号から5号を理由とする場合はいずれも司法手続を経ていること、7号を理由とする場合は重大な公益の確保を目的とし緊急の必要性があること、などを趣旨としていると考えられる。

この旅券法の規定に関し、以下の設問に答えなさい。

- (1) 行政手続きに対しても手続きの適正の要請は及ぶか、学説や判例を踏まえて、検討しなさい。
- (2) (1)を踏まえ、旅券法19条3項が憲法に違反するか検討しなさい。ただし、憲法22条1項・2項が保障する移転の自由や外国移住の自由との関係については検討しなくてよい。

[資料]

旅券法(抜粋)

(一般旅券の発給等の制限)

第13条 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加

をしないことができる。

- 一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者
- 二 死刑、無期若しくは長期2年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 第23条の規定により刑に処せられた者
- 五 旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を行行使し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治40年法律第45号）第155条第1項又は第158条の規定により刑に処せられた者
（6号、略）
- 七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 外務大臣は、前項第七号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務大臣と協議しなければならない。

（返納）

第19条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

- 一 一般旅券の名義人が第13条第1項各号のいずれかに該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合
- 二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第13条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合

（3号以下、略）

（2項 略）

3 第1項の規定に基づき同項第1号又は第2号の場合において行う一般旅券の返納の命令（第13条第1項第1号又は第6号に該当する者に対して行うものを除く。）については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

（4項以下 略）

(なお、旅券法 23 条は、不正な行為による旅券の被交付、旅券の不正な行使、偽造などを罪とする、旅券に関わる罰則規定である。)

II 出入国管理及び難民認定法は、外国人がわが国に在留するためには、原則として別表第一および第二で定める在留資格を有していなければならないとしている(同法 2 条の 2)。20XX 年、国会は、出入国管理及び難民認定法別表第一を改正し、その二に「わが国の経済状況、社会状況等に照らして外国人の就労を認めることが適切であると政令において指定された業種における就労」ができる「その他の就労」を在留資格に加えた。この法改正について以下の問いに答えなさい。

- (1) 法律が政令に一定の事項を定めることを委任することが憲法上許されていると解されるのはなぜか。また、法律による政令への委任には、憲法上どのような限界があるか。
- (2) 本問の法改正は、政令への立法委任に対する憲法上の限界を超えていないか。

行政法②

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

〔事実〕

A県B市の住宅街にあるCマンションについて、その設計が建築基準法令に定める構造基準に適合していないこと、および、Cマンションが耐震性の不足する建築基準法違反の建築物であることが発覚した。

国土交通省は、Cマンションの設計者である一級建築士Dに対する懲戒について検討を行い、建築士法10条1項に基づいてDの一級建築士免許を取り消す方針を固めた。Dに対する聴聞の主事者としては、Cマンションの耐震性の調査に携わった職員Eが指名された。Dは、聴聞期日に出頭して、結果として構造基準に適合しない設計をしたことになったとの発言をした。

聴聞の結果を踏まえて、国土交通大臣はDに対して一級建築士免許を取り消す処分(以下「本件処分」という)をした。Dが受け取った本件処分に係る通知書には、「貴殿は、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、耐震性の不足する危険な建築物を現出させ、地域社会に多大な不安を与えた。一級建築士の懲戒処分の基準に照らし、免許取消とすることが相当であり、建築士法10条1項に基づき処分する」という記載があった。

国土交通省においては、建築士法10条1項に基づく処分については「一級建築士の懲戒処分の基準」が公にされている。この基準では、違反の内容や程度等に応じてランク付けを行い、ランクが16以上となる場合には免許取消をするものとされている。建築物の倒壊・破損に繋がるおそれがある違反設計を行った場合のランクは9～15となっているが、別途、「刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合」には3ランクを加重するという定めがあり、「特に考慮すべき事情がある場合」にはランクを適宜加減する旨の定めも置かれている。

〔資料〕

○ 建築士法(昭和25年法律第202号)

(懲戒)

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級

建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 (略)

〔設問〕

本件処分に手続的違法があるかどうかを検討しなさい。